



災害から



命を守るために

梅雨の時期がやってきました。本市においても昭和49年7月には、梅雨の集中豪雨で、多くの中小河川が決壊・氾濫し、通称「49災」と呼ばれる大規模な水害が発生しました。それから50年。今年は、元日に能登半島地震、4月にも豊後水道で最大震度6弱の地震が起こり、災害への備えに意識を傾けている人も多いのではないのでしょうか。今一度、一人ひとりが命を守るために知っておきたい備えと、地域の人と支え合う仕組みについてご紹介します。

大雨・台風シーズン到来! できていますか?

浸水対策

浸水被害を軽減するためにできること

日ごろから

側溝や排水溝の清掃

雨水がスムーズに流れなくなると、浸水が発生しやすくなります。普段から側溝や排水溝の掃除をして、水はけを良くしておきましょう。



生活水の確保

浴槽の水は流さずためておきましょう。下水の逆流を防ぐことができ、生活水としても利用できます。



大雨や台風が近づく前には

家のまわりを確認

物干しざおは寝かせ、風に飛ばされそうな植木鉢やごみ箱などは、屋内へ。



自家用車の移動

浸水が予想される場合は、車を早めに駐車可能な安全な場所へ移動しておきましょう。



水の吹き上がり防止対策

思わぬところからの浸水も...

下水が逆流し、トイレから水が吹き上がることがあります。水を入れたビニール袋などで重しをしましょう。



床下浸水により、床下収納のふたが開いて水が入ってくる場合があります。重しをして浸水を防ぎましょう。



避難のポイント

余裕を持って早めに

夜間の避難は、視界も悪く、雨風が強くなると音も聞こえづらいため、危険です。台風の接近や、大雨が降り続く予想の場合は、暗くなる前に、早めに避難しましょう。

避難所以外への分散避難も

避難所の収容人数には限りがあります。浸水の恐れのない地域の親戚・知人宅や民間の宿泊施設など避難先を相談しておきましょう。

逃げ遅れてしまったら...

浸水後でもとどまれる **高く丈夫な建物** へ

水の中を歩くことは危険です。逃げ遅れてしまったら、その場その時の状況で最も安全と思われる場所で身を守りましょう。

避難先として、**高い建物、高い場所、自宅の高いところ、近くの安全なところ**を探しましょう。



河川が氾濫した場合には、長いと3日程度浸水が続くことが想定されています。

命を守る行動

避難情報

災害時の情報（洪水・土砂災害・高潮等）

警戒レベル 1	気象庁が発表 早期注意情報 今後気象状況悪化のおそれがあるとき発令	
警戒レベル 2	気象庁が発表 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報 (警報に切り替える可能性に及ばれていないもの) 等 気象状況悪化のとき発令	
警戒レベル 3	市が発令 高齢者等避難 災害のおそれがあるとき発令	警戒レベル 3 国土交通省・気象庁・県が発表 大雨警報・洪水警報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い) 相当 氾濫警戒情報 等
警戒レベル 4	市が発令 避難指示 災害のおそれ高いとき発令	警戒レベル 4 国土交通省・気象庁・県が発表 土砂災害警戒情報 高潮警報、高潮特別警報 相当 氾濫危険情報 等
警戒レベル 5	市が発令 緊急安全確保 災害が実際に発生しているまたは切迫しているとき発令	警戒レベル 5 国土交通省・気象庁・県が発表 氾濫発生情報 大雨特別警報 等

災害発生危険が迫る

警戒レベル 4 までに **必ず避難!**

警戒レベル 5 は、必ず発令する情報ではありません

警戒レベル 5 を待たずに、必ず危険な場所から避難!

命を守る対応

災害への心構えを高める

自らの避難行動を確認

危険な場所から高齢者などは避難
避難に時間を要する人以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

危険な場所から全員避難

避難の途中で危険を感じたら、近くの安全な場所へ

命の危険 直ちに安全確保!

浸水の中を避難するのはとても危険です。

防災情報を積極的に入手して備えを

■ 四日市市 S アラート

アプリをダウンロード。各地区の緊急情報を音声・文字で受け取れます。

iPhone・iPad ▶



Android ▶



■ 四日市市安全安心 防災メール

t-yokkaichi@sg-p.jp に空メールを送信。気象・災害情報などを受け取れます。



■ 四日市市防災情報 ホームページ

(URL) <https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp>

市が発信する防災情報を確認できます。



マイタイムライン

マイタイムラインとは災害時にとるべき行動を時系列で整理した防災行動計画です。風水害は事前に予測できるため、行動するタイミングと内容を事前に整理し、準備することで被害の軽減につなげることができます。被害にあわないために、個人・家族の避難行動を事前に考えておきましょう。

発信される情報や状況など	主な備え【メモ欄】	備えの例
<p>台風発生 警戒レベル1 早期注意情報 (警報級の可能性)</p>		<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、気象庁ホームページなどで今後の台風の状況を調べる 家の周りに風で飛ばされるようなものがあれば屋内などに移動
<p>警戒レベル2 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報</p>		<ul style="list-style-type: none"> 非常持出袋を準備 携帯電話を充電 ハザードマップで避難場所や避難の方法を再確認 川の水位を調べる 四日市市Sアラートや四日市市安全安心防災メールなどで防災情報を入手
<p>氾濫注意水位到達 警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>警戒レベル3相当</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 洪水警報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い) 氾濫警戒情報 など 	<p>高齢者や障害のある人などは避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者等避難」を受信 高齢者など避難に時間がかかる人は避難開始 車での避難はこの時点までに広い駐車場の安全な場所へ 一緒に避難する近所の人に連絡する 避難しやすい服装に着替える
<p>氾濫危険水位到達 警戒レベル4 避難指示</p> <p>警戒レベル4相当</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 高潮警報、高潮特別警報 氾濫危険情報 など 	<p>危険な場所から全員避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「避難指示」を受信 浸水しない親戚・知人宅や市指定の避難所へ 徒歩での避難が原則 避難途中で危険を感じたら、無理せず近くの高くて丈夫な建物へ
<p>災害発生 危険が迫る</p>	<p>警戒レベル5は発令できない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難完了していない場合は、自宅の2階や近くの高くて丈夫な建物へ
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>警戒レベル5を待たずに、必ず危険な場所から避難！</p>	

緊急度

高

※災害状況の進展により、必ずしもこの順番で情報が出るとは限りません。状況に応じた柔軟な対応が重要です。

大切な住まいを安心な住まいへ

地震対策

過去の大きな地震では多くの尊い命が失われました。その死亡原因で大部分を占めるのが、家屋の倒壊や家具の転倒などによる窒息死・圧死です。

令和6年能登半島地震でも、死亡原因の4割は圧死で、窒息・呼吸不全も合わせると6割以上の人が家屋倒壊などで亡くなっています。

本市においても甚大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、大地震の際にはタンス・棚などの家具や電化製品が転倒・落下する恐れがあります。また、家屋が倒壊して大きな被害になる可能性があります。

いつ起きてもおかしくない地震に備え、命を守る対策を今から始めましょう。



令和6年能登半島地震 輪島市門前町

木造住宅の耐震化補助

大地震に備える住宅補強を支援します。
・耐震診断無料(昭和56年5月以前の住宅)
補強設計・工事の補助も随時受け付けています。
リフォーム工事の時に、補強工事を同時に行う場合、リフォーム費用の補助もあります。
※補助金の増額・拡大を検討しています。詳しくはお問い合わせください

今年度から毎月第一・第三木曜日の午後に耐震化相談会を実施しています。ご自宅の耐震性に不安がある場合は、まずご相談ください。

問 建築指導課 建築安全・空き家対策係 ☎ 354-8207

解体工事補助は最大40万円!

使う予定のない空き家をお持ちの人も活用できます。



瓦屋根耐風改修工事費補助 最大55万2千円!

飛散などの危険性が高い瓦屋根の改修工事費の一部を補助します。

問 建築指導課 許可認定係 ☎ 354-8183

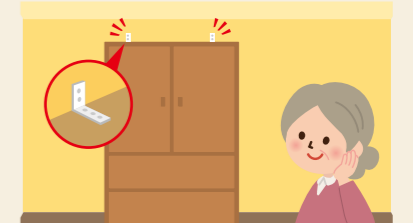
ブロック塀等撤去費補助 最大20万円!

道路に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

高齢者などの家具固定をお手伝い!

下記のいずれかに該当する場合、市で寝室の家具を固定する事業を行っています。

- 65歳以上でひとり暮らしの家
- 障害者手帳か療育手帳の交付を受けている人だけで暮らす家
- 夫婦の合計年齢が130歳以上の高齢者のみで暮らす家



問 お住まいの地区の民生委員、または、危機管理課 ☎ 354-8119

避難行動要支援者制度

避難行動要支援者制度をご存じですか？

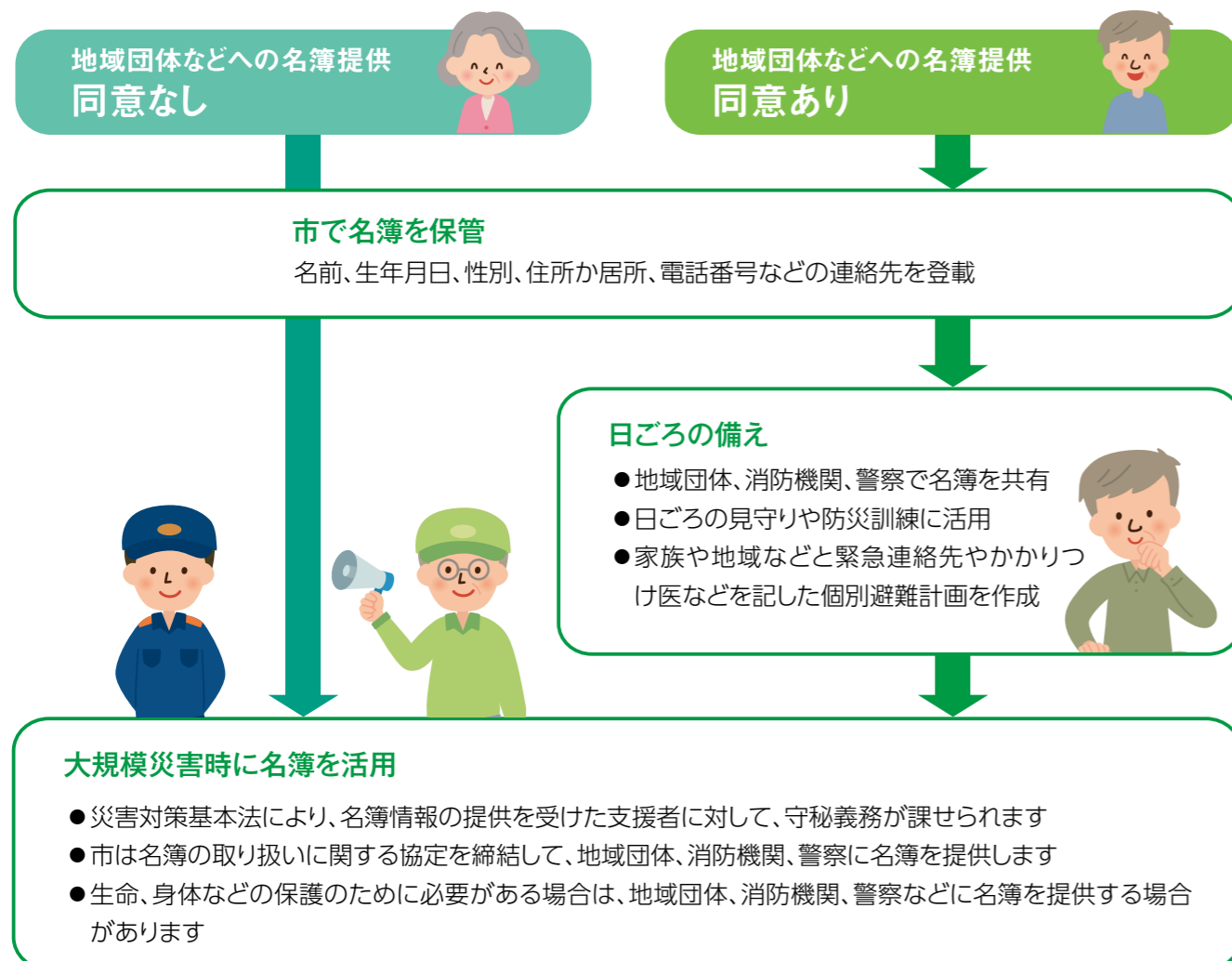
大規模な災害が発生したときに、高齢者や障害者など避難時に特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」といいます。

「避難行動要支援者制度」は、本人の同意を得て、名簿（避難行動要支援者名簿）に登録し、消防や警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者へ、日ごろからその情報を提供することで、平時の防災訓練や見守り活動、災害が起こった時の安否確認、避難誘導に役立つ制度です。



支援が必要な人の名簿を整備し、いざという時に備えます

大災害時の避難に備え、支援が必要な人の名簿である「避難行動要支援者名簿」を市で作成します。また、本人の同意を得たうえで、自治会などの地域団体や消防機関、警察とも名簿を共有し、日ごろの見守りや防災訓練などにも生かすことで、よりスムーズな避難行動をとることができます。



特に支援が必要な人(施設入所者は除く)



① 要介護3以上の認定を受けている人
 ② 身体・療育(知的)・精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けている人
 ③ 原則75歳以上の単身者、または75歳以上を含む70歳以上のみの世帯

*身体:1種1・2級(心臓・腎臓・免疫機能障害を除く)、療育:手帳A判定、精神:手帳1級

こんな支援が考えられるかも

情報伝達

例 大雨注意報が発表された。洪水の恐れがある地域に住んでいる一人暮らしのAさんは知っているのだろうか。あらかじめ避難できるように知らせよう。

安否確認

例 大きな地震が発生した。幸い我が家は大きな被害はなかったが、近所で寝たきりのBさんは、無事だろうか。

避難支援

例 台風が近づいているので、市から高齢者等避難が発令された。周りの人にも協力してもらい、足の不自由なCさんと一緒に避難しよう。

避難行動要支援者名簿を地域での見守り、防災訓練に生かすことで、いざという時に、よりスムーズな避難行動をとることができます。

ポイント

この制度は、あくまでも日ごろからの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。しかし、災害の状況によっては、誰もが被災者になりえます。登録したから、必ず支援があるわけではありません。

自分の身は、自分で守るという意識を持って、家庭でも災害に備えると共に、普段からご近所との関わり合いを大切にし、顔の見える関係づくりを心掛けましょう。

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は

危機管理課	☎354-8119	FAX350-3022
福祉総務課	☎354-8109	FAX359-0288
市民生活課	☎354-8146	FAX354-8316